保護者のみなさまへ

大妻女子大学家政学部 児童臨床研究センター 高橋 ゆう子・石井 雅幸

大妻女子大学児童臨床研究センター 『南会津高原で昆虫採集・標本作りと天体観測を行う宿泊活動』 参加者募集のお知らせ

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より児童臨床研究センターの活動に、多大なるご理解と ご協力を賜り感謝申し上げます。

当センターでは、今年度も児童の皆さんに昆虫や星の観察を通して山間部の自然に触れる機会を提供する自然観察キャンプを開催する運びとなりました。参加を希望される方は、下記手続きに従ってお申し込みください。 多くの皆様のご参加をお待ちしております。

記

ねらい: 星·天体と昆虫をテーマに、観察する力を養います。子どもたちが講師と共に自然観察方法を学び、観察のポイントをつかむことによって、自分の力で考え、自宅や色々な場所での観察ができる能力を育てていきます。活動は2泊3日の高原での観察となります。

対 **象 (参加資格)**: 小学校 4 年生~中学校 3 年生 30 名 (応募多数の場合には抽選となります。)

旅行代金(参加費): 一人 15,000 円 (宿泊代・食費・バス代、保険代、入園料、資料代を含みます) ※含まれる食事は1日目夕食、2日目3食、3日目朝・昼の計6回です(1日目の昼食はお弁当を持参下さい)

開催日:

<事前説明会>

2018 年 7 月 15 日 (日) $17:00{\sim}18:00$ *保護者の方も必ずご参加ください。

活動場所:大妻女子大学千代田キャンパス 本館 F 棟 6 階 634 理科学実験室

<宿泊活動>

2018年8月1日(水)~8月3日(金) 2泊3日

活動場所:福島県南会津郡南会津町針生

宿 泊:台鞍荘(だいくらそう)

〒967-0026 福島県南会津郡南会津町針生字鳥井戸 1250

電話 0241-64-2008 Fax 0241-64-2845

活動内容:南会津高原に住む昆虫を調べる、高原での星空観察(天の川や夏の星座)、 夜に活動する昆虫を調べる

<事後学習>

2018年8月22日(水)16:00~18:00

活動場所:大妻女子大学千代田キャンパス本館 F棟6階634理科学実験室

活動内容:標本整理・標本の返却

募集締切:2018年6月22日(金)当日消印有効

申し込み方法:「参加申込用紙」を表・裏ともご記入の上、下記申し込み先までご郵送ください。応募多数の場合は抽選の上、7月初旬頃に結果を郵送にてお知らせいたします。なお、ご兄弟、お友達とご一緒に参加をご希望されましても、抽選等で配慮することはできかねますので、予めご了承ください。

送り先:〒204-0001 東京都清瀬市下宿 2-419-1 (株)バスウェイ 旅行営業部 大妻女子大学申込み係

ご案内:貸切バスでの移動および宿泊を伴う活動のため、関係法令の遵守を目的に、東京都知事登録の旅行業者・株式会社バスウェイが企画・実施する募集型企画旅行として行うことになりました。 そのため申し込み先・代金支払い方法等が従来と変更になっておりますのでご了承ください。 利用バス会社:株式会社バスウェイ(貸切バス安全性評価認定制度★認定事業者)

添乗員:同行いたしません。現地では、学生スタッフが生活指導のお手伝いをいたします。

お支払い方法: お申し込み後(抽選となった場合は当選者のみ) に郵送する書類に同封するお支払い案内書に

記載の方法で、事前にお支払いいただきます。(銀行振込またはコンビニ決済)

支払後の取消:以下の金額を銀行振込でお返しいたします。

7月30日(月)までのお取消し…全額(ただし振込手数料165円のみ差し引かせていただきます)7月31日(火)以降のお取消し…12,500円(振込手数料165円は別途差し引かせていただきます)

※別途記載のご旅行条件第7項(1)の定めにかかわらず上記記載事項を優先適用とします

<安全管理についてのお願い>

●帰宅時のお迎え(科学技術館前)

帰宅時は安全管理のため、科学技術館までお迎えのご協力をお願い致します。なお、道路状況により到着時刻が前後する場合がございます。

<肖像権、著作権、個人情報の取り扱いについて>

●肖像権について

本活動では、事業記録の主たる目的で活動の様子のビデオ・写真撮影を行います。この記録(映像と音声)の一部は、 次の教育目的でも使用することがあります。下記の利用に限定することをご理解いただき、使用の許諾をお願い致しま す。なお、ご都合の悪い方、条件がある方はお申し出ください。

●著作権について

本活動で製作した作品の著作権は製作者にあるものとします。但しこの著作物については、今後、下記の教育目的の利用においては、著作者の承認を得なくても利用できるよう、許諾していただけますようお願い申し上げます。この件について不都合のある方は、大妻女子大学 石井雅幸までお申し出ください。

一. 大妻女子大学、科学技術館および、関係協力機関(者)がおこなう教室、講演、講義、学会・研究会での発表、配布資料、および論文、出版物への掲載、関連事業の広報活動(紙面や web ページ等)

●個人情報について

申込用紙及び健康調査カード(参加決定者に後日配布します)に記載された内容については、(株)バスウェイと大妻女子大学児童臨床研究センターで共有し、本活動に限って利用を致します。ただし、アレルギーやその他疾病等、生活の上で配慮が必要なお子様に関しましては、宿泊先に情報を提供の上、対応をさせていただく場合がございます。また、現地で医療機関にかかる場合等の緊急時には、一部の情報を然るべき機関へお伝え致します。

お問い合わせ先

<活動内容について> 大妻女子大学 教授 石井雅幸 tel 03-5275-6109 <応募手続きについて> (株)バスウェイ 旅行営業部 tel 042-491-1801

【協力】公財) 日本科学技術振興財団・科学技術館

【旅行企画・実施】

株式会社バスウェイ 旅行営業部

東京都知事登録旅行業 第 2-5831 号 (一社)全国旅行業協会正会員 〒204-0001 東京都清瀬市下宿 2-419-1 TEL 042-491-1801

(営業時間:月~金10:00~18:00 土日祝休業)

国内旅行業務取扱管理者 南雲 尚人

※旅行業務取扱管理者とは、このご旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。

お申込みに際し担当者からのご説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

スケジュール(予定)

<8月1日(水)>

7時50分集合 科学技術館前

8:00 科学技術館 出発

12:30 お昼ごはん

13:00 昆虫観察と採集

台鞍荘周辺の休耕田

16:00 観察地域出発

17:00 台鞍荘到着

(夕飯までのお風呂、標本つくりなど)

18:30 夕ごはん

20:00~21:15 観察開始

(班で活動)

21:30~22:30 標本つくり

22:30~23:00 自由選択観察活動

23:30 最終消灯

<8月2日(木)>

7:00 起床

8:00 朝ごはん

8:30 台鞍荘出発

(昨日の休耕田あるいは公民館)

11:30 昼食

13:00 バスにて移動

14:00 矢ノ原湿原散策開始

15:30 矢ノ原湿原散策終了

バスにて台鞍荘に戻る

17:00 台鞍荘到着

(夕飯までのお風呂、標本つくりなど)

18:30 夕ごはん

19:45 星の観察

20:00~21:15 観察開始

(班で活動)

21:30~22:30 標本つくり

22:30~23:00 自由選択観察活動

23:30 最終消灯

<8月3日(金)>

7:00 起床

8:00 朝ごはん

8:30~9:15 太陽観察

10:00 荷物積み込み

10:30 台鞍荘出発

11:30 お昼ごはん

(雨天時箱の森プレイパークにて)

塩原:木の葉化石園にて

化石採集もぎ体験

16:00 から 17:00 の間

(時刻は道路事情により変動します) 科学技術館前にて解散

-----切り取り線-----

参加申込用紙

平成30年度『南会津高原で昆虫採集・標本作りと天体観測を行う宿泊活動』に参加を希望します。

フリガナ									男
名前・性別									女
学校名				学校	学年・組		年		組
生年月日	平成	年	月	日生	血液型	(RH)	型
自宅住所	₸								
フリガナ									
保護者氏名						(続柄)
日中連絡先*1	()				(続柄)
緊急連絡先*1	()				(続柄)
メールアドレス*2						PC	; •	携	帯

- *1 ご連絡先が職場等の場合で呼び出し名が必要の方は、ご記入のほどお願い致します。
- *2 必要時 jirinken@ml.otsuma.ac.jp または tours@busway.jp よりご連絡することがありますので、受信設定のご確認をお願い致します。
- 注)ご兄弟、お友達とご一緒に参加をご希望されましても、抽選等で配慮することはできかねますので、予めご了承ください。

お申し込みの前に必ずお読みください

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面、また旅行契約が締結された場合は同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

この旅行は、株式会社バスウェイ(東京都知事登録旅行業第2-5831号・以下「当社」といいます)が企画・募集、実施する企画旅行で、お客様は当社企企画旅行契約を締結することになります。 ご契約の条件はラースーとにに監査されている条件及び下記の旅行条件のほか、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の成)によります。 1、旅行の本申込み及び契約の成立時期

所定のご旅行申込書に必要事項を記入のうえ次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。 なお、申込金は「旅行代金」「取消料」「連約料」の一部に充当いたします。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金(お一人様)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	代金の20%

※施行代金が6,000円以下のプランにつきましては、お申し込みの際に代金全額をお支払いいただきます。
※残金は出発日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前までにお支払い下さい。
また、お支払い期限日以降のお申し込みの場合は、申し込み時又は当社の指定する期日までにお支払い

また、及某私、期限は以同のグラヤしたの少場当は、サレルア・ティーの出るいか。

・ 電話・機様・ファウンミリ・その他の適信手段によるご予約は、翌日から起算して3日以内(または当社がのお開席)によわる主義を名称。 吸します。
この場合、当社が契約の締結を未課しお申込金をいただいたときに旅行契約が成立したものとします。
なお、期間内にお申込手続きがなされなかった場合、当社はご予約がなかったものとして取り扱います。
お申込み条件
) ご出発日の時点で20歳未満の方のご参加は「競権者の同行」もしくは「競権者の同意書の提出」が必要

。 また、75歳以上の力は健康診断書の提出をお願いする場合があります。 なお、海等、慢性疾患を持持らの方、妊娠中の方、現在健康を害いている方等で特別な配慮を必要とする よ。お申込みの際にお申し出下さい、当社は可能な報酬ででれに応じます。 お客様のご都のよる急遽集での別行動は原則としてできません。

3. 旅行代金に含まれるもの (1) 行程中に明示した航空・船舶・列車・バス等交通機関(フリータイム・自由行動・集合場所までの交通費 解散後の費用を終くの運費・料金

MRKEV以外に然くいつ選査、料金 (2) 行程中に明示した入職・拝報・見学料等の観光料金 (3) 行程中に明示した国・食事・その他旅程による団体行動中(フリータイム・自由行動を除く)の料金 (4) 削項の(1)、(2)、(3)によげる消費税 (5) 割社の指行数批析金

) 当任の旅行取扱料室 . **旅行代金に含まれないもの**

4. 旅行代配に書家れないもの 前項にて列挙したものの他は旅行代金に含まれません。その一部を併示します。 (1) 行程内容に含まれない飲食費、電報電話料金、その他の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。

自宅から集合場所まで、及び解散場所からの交通費・宿泊費。

5. 旅行日程・旅行代金の変更 (1) 当社は、天災地変、観乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他やむを得ない事由により旅行日程を変更する場合があります。

RTJロ程と東史する場合がのります。 定められた日程が変更され、その結果、変更後の代金が当初代金を超えた場合はその差額をお支

大幅に超えて物能又は実施される場合においては、旅行行金を変更する場合があります。 6. お客様の交替 (1) お客様は万一の場合、当社の承諾を得て契約よの地位を第三者に譲渡するとかできます。 この場合会社所定の用紙に所定事を記入のうえ所定の手数料ともに出社に提出していただきます。 (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、契約上の地位を採り 受けた方は、名等のも旅行を対策に関する一切の条件の支援を経来するものとします。 なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により交替をお断りする場

7. お客様による旅行契約の爆除 (1) お客様によっ定める売消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。 ごの場合、庶に安受している旅行代金(あるいは中込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しいたします。中込金でまかなえないときは、その差数を申し受けます。 お客様の都をでが受けなりませるの変更、人員成金される場合・売消料の対象となります。 なお、契約解除のお申し出は、お申し込み匿所の営業消機内にお受け致します。

お取り消し申出日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって) 取消料率
20日前~8日前(日得)旅行にあっては10日前~8日前) 旅行代金の20%
7日前~2日前
2日前 表示 (日得)旅行にあっては10日前~8日前) 旅行代金の20%
旅行開始日の前日 旅行情かの30%
旅行開始日の前日 旅行開始後去とび無連絡不参加の場合を除く) 旅行代金の50%
旅行開始日の自日(旅行開始後去とび無連絡不参加の場合・ 「旅行状金の50%
旅行開始日の当日(旅行開始を表して無力を場合は取消料なして旅行契約を解除することができます。
1. 第の頃に基って参加行目標が変更され。または旅行代金が組織検討されたとき。
2. 天災地長、戦乱、最級、延右衛機等のサールで発展の中止。第2条の命令その他の事由により旅行の安全かつ円落な実施が不可能となり、又は不可能とならまされが振かて大きいとき。
(3. 新記書は、その後のようと別様で日間においます。まち替の無格数まとかなし、一切の払いましていませな。
1. またり、成年の間には、お客様は、総本の間になった旅行サービスの提供を受け、ないない事合には、お客様は、総本の間になった旅行サービスの提供を受けらないないまった。と お取り消し申出日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって) 日前-8日前(日帰り旅行にあっては10日前〜8日前) 前〜2日前 門始日の前日 |開始日の前日 |開始日の当日(旅行開始後および無連絡不参加の場合を除く)

が各私い張しいてします。 島 当社はよる総行契節の解除及び旅行の権行中止 (1) お客様が当社形定の(第1項に規定する)期日ませに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日 の翌日において飛行製を終稿することがあります。 (2) 次のいずれかに該当する場合。当社は旅行契節を解除することがあります。 1, 窓番様が当社のあられなの明元に比別・事節・現場・法版をの他の参加旅行者の条件を満たしていな 1, 窓番様が当社のあられなの明元に比別・事節・現場・法版をの他の参加旅行者の条件を満たしていな。

1. お客様が当社のあらかいの明示して世別・毎か、資本、批散その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかいたかさった。 毎回により、当該旅行に耐えるいと認められるとき。 2. お客様が何度やつ他のお様はこ返さを見ばし、又は団体で間の円滑な実施を助けるおそれがあるとき。 4. 天以世景、概念、暴歌、走法・福治機等のサービス規模の中止、官公署の命令をか他の当社の間外し、保保い事により投資書面に定載した時間では関立し、ための受金の一門高く変地へ可能となり、又は不可能となおされが極めて大きいとき。 (3) お申し込み、及びブランことに変かる最少様行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあり、

3. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 4. 自由行動中の事故 5. 食中毒 6. 滋養

・ ニャ! ・運送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

10. お客様の責任 (1) お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為、あるいはお客様が当社の定めた規定を (1) お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為、あるいはお客様が当社の定めた規定を

(1) お客様の故意又は通失、法令書しくは公序良俗に反する行為、あるいなお客様が当社の定めた規定を 守らないことによりまはが構造を受けた場合は、当社はそのお客様から機等の問意を申し受けます。 (2) お客様は、当れから損疾される情報を表示し、契約を確認に返還された客様の資料機能、その他企画施 行契約の内部について運動するように努かなければなりません。 お客様は、原行機とは受け書館に配慮された。 ときた、我行地において速やかに当せ、当社の手配代行者又は旅行サービス環境を1くの言を申し出なければなりません。

ェル。 採稼が団体行動をとるべきときに自らの都合で団体行動をとらなかったことにより、同一団体の他のお 当社に損害を与えた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

11. 施程保証 (1) 万一、旅行日間に重要な要求が行われた場合、接対はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。 (1) 万一、旅行日間に重要な変更が行われた場合、旅行業的な信集製立金施を持約(の根定により、その変更内容に応じて旅行代金の19~9%に用当する総の要様構造をおませれいます。 但し一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15~9%可能とします。又、一旅行契約に ついての変更補償金の額が1、000円未満の場合は、変更補償金をお支払いがしません。 (2) 下路の場合において旅房別としてその責任は負いません。 2. 下記の場合において旅房別としてその責任は負いません。 2. 転乱

・・ハペ年末 2 報記 4 賞少書の命令 5 選出・電泊機関等の旅行サービス提供の中止 6 当初の選行計画によらない選出サービス提供の中止 7 旅行争助者の生命又は身体の安全環境のためを表な情置 12 旅程警署 22 旅程警署 活業員部所しないプランにで現地において当社へのご連絡が必要な際は、本書内「旅行企画・実施」の項に 13 特別補償 13 特別補償 13 特別補償 11 当社は 事業料心理に

9月200周260世末くの単品のVことい。 13、梅賀補便 (1) 当社は、募集財金融銀行契約の特別補債規程で定めるところにより、当社の責任が生するか否かを問 がず、お客様が募集財金融銀行参加中に急激かつ偶然なが未来結びよってその生命。身体、又は手貨物の 上に接ぐ上端書について、あらかじめ定める額の補償金上び見乗を会を支払いします。 但し、下記の各号に掲げる単由によって生じた傷害及び摘害に対しては、補償金率を支払いません。 1、お客様の改憲に送令に反する行為を行い、又は法令に返及するサービスの提供を影けている間に生

▼ 3.※行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスを一切受けない日に生じた傷害又は損

3. スカイダイビング・ハンググライダー等にれるに関する危険な運動等に起回する場合。 4. 単なる外板の崩傷であって相信対象息の機能に支援をきたされい調査。 5. 補償対象息の速をおれては約分。 当社が、本項(1)に基づく補償金支払機能を当の項による損害補償義務を重して負う場合であっても、一 機能の関係されたとは、その金銭の回復において補償金支払機能・損害指債職長と同保されたもの

万の機関が取れていたとします。
14、銀行条件・銀行代金の基準日
14、銀行条件・銀行代金の基準日
この旅行条件は、2018年4月1日現在を基準としております。
また、銀行金は、2018年4月1日現在において有効な運賃・料金を基準としております。
15、静放、現間の適用
前足以外の事事については当社の旅行業的飲き週用し、また航空機・列車・バス等運送機関、旅館・ホテルな
火の電泊施設、その他の旅行サービスを提供する機関及び施設等を利用する際には、各々の機関が定める

約款、規則が適用されます。 旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)について この旅行条件書に定めのない事項は副社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。 当社旅行業約款(全文)をご希望のお客様は、当社までご請求下さい。

参加申込用紙

<こちらの面は必ず保護者の方がご記入ください>

1. 平成30年度「南会津高原で昆虫採集・標本作りと天体観測を行う宿泊活動」への参加に同意します。

年 平成 月

> 保護者氏名 印

- 2. 肖像権・著作権・個人情報の取り扱いについて同意されますか。
 - 1) 肖像権について... 同意します ・ 同意しません 同意の条件があればご記入ください。
 - 2) 著作権について... 同意します・ 同意しません
 - 3) 個人情報について... 同意します ・ 同意しません
- 3. 帰宅時のお迎えは可能ですか。

できる (父 ・ 母 ・ その他の方) ・ できない

*裏面後もご記入ください